

富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例（平成15年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(入居資格)</p> <p>第4条 借上賃貸住宅に入居することができる者は、従前居住者で次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 世帯の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。）が規則で定める基準額以下であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(入居手続)</p> <p>第7条 前条の通知を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、当該通知の日の翌日から起算して15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第15条第1項</u>の規定による敷金を納付すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(使用料の額の決定)</p> <p>第10条 <u>借上賃貸住宅の毎月の使用料は、毎年度、次条第2項の規定により認定された借上賃貸住宅に入居する入居権利者（以下「入居者」という。）の収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。）に応じ、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がな</u></p>	<p>(入居資格)</p> <p>第4条 借上賃貸住宅に入居することができる者は、従前居住者で次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 世帯の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。_____）第1条第3号に規定する収入をいう。）が規則で定める基準額以下であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(入居手続)</p> <p>第7条 前条の通知を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、当該通知の日の翌日から起算して15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第14条第1項</u>の規定による敷金を納付すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(使用料の額の決定)</p> <p>第10条 <u>借上賃貸住宅の使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。）以下で公営住宅法施行令第2条に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、市長が定める。</u></p>

い場合において、第22条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該借上賃貸住宅の使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する数値は、規則で定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃の額は、毎年度、令第3条  
に規定する算定方法により算定した額  
とする。

4 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第22条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときは、当該入居者の借上賃貸住宅の毎月の使用料は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第11条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより市長に収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定について、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(使用料の納付)

第12条 入居者  
は、毎月の末日（月の途中で借上賃貸住宅を明け渡すときは、その明け渡す日）までに、第10条の規定による使用料を納付しなけ

2 前項の近傍同種の住宅の家賃 は、毎年度、公営住宅法施行令第3条及び同令第15条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。

(使用料の納付)

第11条 借上賃貸住宅に入居している入居権利者（以下「入居者」という。）は、毎月の末日（月の途中で借上賃貸住宅を明け渡すときは、その明け渡す日）までに、前条の規定による使用料を納付しなけ

ればならない。

2 (略)

3 入居者は、第25条の検査を受けないで借上賃貸住宅を立ち退いたときは、市長が当該入居者の明渡しの日を認定し、前項の日割計算により算出した額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 (略)

(督促)

第14条 (略)

(敷金)

第15条 (略)

(入居者の費用負担義務)

第16条 (略)

2 (略)

3 第13条の規定は、前項の共益費について準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

(入居者の保管義務等)

第17条 (略)

(不使用の届出)

第18条 (略)

(転貸等の禁止)

第19条 (略)

ればならない。

2 (略)

3 入居者は、第23条の検査を受けないで借上賃貸住宅を立ち退いたときは、市長が当該入居者の明渡しの日を認定し、前項の日割計算により算出した額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 (略)

(督促)

第13条 (略)

(敷金)

第14条 (略)

(入居者の費用負担義務)

第15条 (略)

2 (略)

3 第12条の規定は、前項の共益費について準用する。この場合において、同条中「使用料」とあるのは「共益費」と読み替えるものとする。

(入居者の保管義務等)

第16条 (略)

(不使用の届出)

第17条 (略)

(転貸等の禁止)

第18条 (略)

(用途変更の禁止)

第20条 (略)

(模様替え、増築等の禁止等)

第21条 (略)

(収入状況の報告の請求等)

第22条 市長は、第10条第1項若しくは第4項の規定による使用料の決定又は第13条の規定による使用料の減免の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する収入状況の報告の請求等を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(明渡し前の検査等)

第23条 (略)

2 入居者は、第21条第1項のただし書の承認を受けて、借上賃貸住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、前項の検査を受けるときまでに、自己の費用でこれを原状に復しななければならない。

(明渡し請求等)

第24条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(用途変更の禁止)

第19条 (略)

(模様替え、増築等の禁止等)

第20条 (略)

(明渡し前の検査等)

第21条 (略)

2 入居者は、前条第1項ただし書の承認を受けて、借上賃貸住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、前項の検査を受けるときまでに、自己の費用でこれを原状に復しななければならない。

(明渡し請求等)

第22条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、借上賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1) ~ (5) (略)

(6) 第8条、第9条、第17条及び第19条から第21条までの規定に違反したとき。

(7) (略)

2~4 (略)

5 市長は、入居者が第1項第1号から第6号までのいずれかの規定に該当するときは、その該当することとなった日から当該借上賃貸住宅を明け渡す日までの間、当該入居者に対し、第13条に規定する減額又は免除を行わないことができる。

6 (略)

(住宅管理上の検査)

第25条 (略)

(過料)

第26条 (略)

(委任)

第27条 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 第8条、第9条、第16条及び第18条から第20条までの規定に違反したとき。

(7) (略)

2~4 (略)

5 市長は、入居者が第1項第1号から第6号までのいずれかの規定に該当するときは、その該当することとなった日から当該借上賃貸住宅を明け渡す日までの間、当該入居者に対し、第12条に規定する減額又は免除を行わないことができる。

6 (略)

(住宅管理上の検査)

第23条 (略)

(過料)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同項各号</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第18条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された<u>入居者の収入</u>（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。<u>第20条第1号、第32条第1項及び第34条第2項</u>において同じ。）に<u>応じ</u>、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定す</u></p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、<u>同条第1項各号</u>に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第18条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された<u>収入</u>（<u>          </u>同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。<u>第32条</u><u>          </u>において同じ。）に<u>基づき</u>、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による<u>          </u>請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

る方法により算出した額とする。

(修繕費用の負担)

第24条 (略)

2 前項に定めるもののほか、入居者の責めに帰すべき事由によって同項各号に掲げる修繕以外に修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第34条 (略)

2 (略)

3 法第16条第4項に規定する入居者であって、第32条第1項の規定より収入超過者として認定されたものが当該市営住宅に引き続き入居している場合において、第19条第1項に規定する収入の申告をすること及び第39条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、第18条第4項の規定及び第1項の規定にかかわらず、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

4 第20条から第22条までの規定(第21条第1項を除く。)は、第1項及び前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第36条 高額所得者は、第18条第1項及び第4項並びに第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居

(修繕費用の負担)

第24条 (略)

2 前項に定めるもののほか、入居者の責めに帰すべき事由によって前項各号に掲げる修繕以外に修繕の必要が生じたときは、入居者は、市長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第34条 (略)

2 (略)

3 第20条から第22条までの規定は、第1項

の家賃について準用する。

(高額所得者に対する家賃等)

第36条 高額所得者は、第18条第1項及び第34条第1項

の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者

者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を支払わなければならない。

2 (略)

3 第20条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第21条(第1項を除く。)及び第22条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第18条第1項若しくは第4項、第34条第1項若しくは第3項若しくは第36条第1項の規定による家賃の決定、第20条(第34条第4項又は第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定によるあつせん等の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を支払わなければならない。

2 (略)

3 第20条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第21条\_\_\_\_\_及び第22条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第18条第1項、第34条第1項\_\_\_\_\_若しくは第36条第1項の規定による家賃の決定、第20条(第34条第3項又は第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求又は第37条の規定によるあつせん等の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 (略)

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。